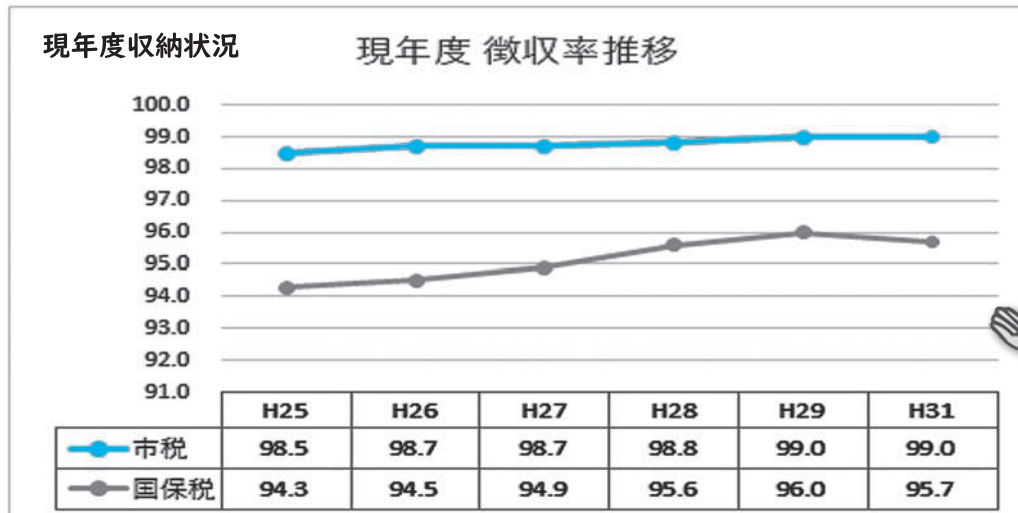


税金は納期限内に納めましょう

◆税金の納付

市税は、みなさんの生活に欠かすことのできない市民サービスの原資となる大切な自主財源であり、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。

「忙しくてついっかり…」「納め忘れはないかな？」などの心配が要らないように、税金の納付は、口座振替が便利です。また、仕事が忙しくて昼間納付できないという方は、土日や深夜でも納付できるコンビニ納付やスマートフォンアプリ PayPay をご利用ください。



◆延滞金と差押え

税金を納期限までに納めなかった場合、納期限内に納税した方との公平を保つため、延滞金がかかります。延滞金を計算する際の利率はかなり高いものとなっており、たとえすっかり忘れてであっても延滞金はかかりますし、思いもよらない高額になることもあります。

市税を滞納することは市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

そして、何よりも、納期限内に税金をきちんと納めていただいている大多数の納税義務者との公平を欠くことになります。このため、市では、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「財産を差し押さえなければならない」という地方税法の規定に基づき、財産の差押えなどの滞納処分を実施しています。差押えの対象となるものは、預金、給与、年金、生命保険、不動産などがあります。また、滞納者宅等の「搜索」を行い、動産（電化製品、貴金属、骨董品、絵画など）の差押えも実施しています。

◆搜索

搜索とは、財産調査等により滞納者の財産が発見できない場合に、予告なしに滞納者宅等に入り、立会人を選定した上で、差し押さえるべき財産を探すことをいいます。

滞納処分のための搜索に関しては犯罪捜査ではないため令状は必要なく、相手の意思に関わりなく行うことができます。指定期日までに滞納市税の全額納付がない場合は、差し押さえた動産の公売を行い、換価した金額を滞納分に充当します。うきは市においても、毎年数件の搜索を実施し、久留米朝倉地区の合同公売会で公売し、滞納税に充当しています。

◆納税相談

納期限内に納付できない事情のある方は、お早めにご相談ください。督促状や催告書を放置しても問題解決にはなりません。

徴収対策室では、日常生活でさまざまな問題を抱えている方に対して、生活再建も視野に入れた「生活再建型滞納整理」を行っています。

具体的には、聴き取り等により滞納者世帯の収支状況を確認し、滞納税金を完納した後も安定した生活ができ、期限内に税金が納められるよう、ファイナンシャルプランナーの資格を持った職員が滞納者を含む家族全体の収支状況をマネジメントします。

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に納期限内に納めることが困難な人や、一括で納付できない人は、そのまま放置せず、必ず徴収対策室にご相談ください。

●問合せ 徴収対策室 ☎75-4977